

プロジェクト ヘッジ会計の限定的な見直し

項目 異なる商品間でのヘッジ取引

本資料の目的

1. 異なる商品間でのヘッジ取引がヘッジ会計に適格となる場合があることの周知を図る方法を検討する。

異なる商品間でのヘッジ取引の論点への対応

2. 第 19 回基準諮問会議（2013 年 11 月 20 日開催）において、経済産業省商務流通保安グループ及び農林水産省食料産業局から、新規テーマとして商品デリバティブ取引に係るヘッジ関連規定の修正が提案された。そのうち、本論点に対する提案者からの提案の概要は、次のとおりである。

異なる商品間でのヘッジ取引の可否について、実務指針¹では明示されていないため、適用が可能であることを明示すべきである。

具体的には、実務指針第 313 項に以下のような文言を追記頂きたい。

「なお、エネルギー、金属、穀物等の商品に関する先物取引・オプション取引等には、例えば、石油製品や LNG の価格変動リスクに対して原油スワップを用いてヘッジ取引を行うように、ヘッジ対象とヘッジ手段の商品が異なる場合も含む（リスク要素が契約上明示されているか否かを問わない）。」

3. 上記提案に対して、第 20 回基準諮問会議では、異なる商品間のヘッジが認められるか否かについて実務対応専門委員会から次の分析が示されている。

異なる商品間のヘッジが認められるか否かについて、基準²及び実務指針の取扱いは明確であり、他に適当なヘッジ手段がない場合には、事前の有効性の予測を前提として、ヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段とすることが可能と考えられる。このため、提案で指摘される問題は、基準等の内容の周

¹ 金融商品会計に関する実務指針を指す。

² 金融商品に関する会計基準を指す。

知の問題であると考えられる。

4. このため、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）等の内容の周知を図る方法を検討する。

対応の方向性の検討

5. 金融商品会計基準では、一定の場合にヘッジ対象と異なる種類のデリバティブ取引をヘッジ手段として用いることを認めており、この取扱いを周知するため、実務上、参照される頻度の高い日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）について、別紙のとおり修正するように日本公認会計士協会に検討を依頼することが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント

第5項の対応の方向性についてどのように考えるか。

以 上